

《鳴門市農業委員会 6月総会 議事録》

開催日時 令和8年6月29日(月) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 大会議室

出席委員	1番 栗田 和美	2番 石園 順市	3番 稲木 伸顕
	4番 井上 富夫	5番 大西 善郎	6番 小川 佳
	7番 海山 貞佳	8番 川添 誠司	9番 小林 幸男
	10番 里見 廣治	12番 高田 吉敏	13番 竹村 昇
	14番 中井 弘	15番 西川 公昭	16番 西川 美鈴
	17番 濱堀 秀規	19番 藤江 厚子	20番 向 栄治

欠席委員 11番 杉本 英昭 18番 林 博子

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について	
所有権移転:	1件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会について	4件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	7件
② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
③ 農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書について	1件
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	1件
⑤ 非農地証明願について	1件
⑥ 地目照会について	4件

事務局長 それでは定刻を少し過ぎておりますけれども、ただいまから令和８年６月の農業委員会を開会いたします。
 それでは、開会にあたりまして大西会長よりご挨拶をよろしく願いいたします。

大西会長 < 挨拶 >

事務局長 ありがとうございました。
 それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
 委員定数２０名の内、出席委員１８名、欠席委員２名であり、過半数に達しております。よって、鳴門市農業委員会会議規則第６条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
 それでは、進行を大西会長にお願いいたします。

大西会長 はい。では、議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。議事録署名人は、２番 石園委員さん、４番 井上委員さんをお願いいたします。
 それでは、これより議案に基づき議事進行させていただきます。

 『議案第１号』農地法第３条の規定による許可申請についての審議に入ります。
 まず、事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 < １．農地法第３条の規定による許可申請について ６件 >
 ・ 申請番号１～６について申請内容説明

大西会長 次に、申請番号１番について、この案件を担当していただいた委員さんからご意見をお願い申し上げます。

高田委員 里浦の高田でございます。
 譲渡人達は、相続により対象農地の持ち分を取得しましたが、県外在住や高齢であり、農地を実際に耕作できる親族に譲りたいと考えていました。譲受人は里浦町で甘藷と大根を栽培している認定農業者の世帯員で、対象農地の相続人の一人です。この度、譲渡人達と譲受人の間で交渉し、話がまとまったため、本申請にいたしました。
 申請地は、譲受人が甘藷を栽培しており、取得後も引き続き甘藷を栽培します。
 適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
 よろしくお願いいたします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
 申請番号１番について、採決いたします。
 許可することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

大西会長 無いようでございますので、申請番号１番については原案どおり許可といたします。
 次に、申請番号２番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

川添委員 ８番。今回の申請場所は、姫田地区と大代地区にまたがっておりますので、面積が多い地区担当が代表して説明をいたします。

譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、自身では耕作できないため農地を処分しようと考えていました。譲受人は天津町で主に水稲とキャベツを栽培している認定農業者で、経営規模を拡大したいと考え、農地を探していました。この度、譲渡人と譲受人の間で交渉し、話がまとまったため、本申請にいたしました。

申請地は、主に水稲が栽培されており、取得後も引き続き水稲を栽培する計画です。また、一部の農地については、●●の農地は、柑橘を植え、しめ縄の作成を行う際に使用することです。線路脇の狭い農地については、取得後は景観作物により、管理を行う予定です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号3番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

高田委員

12番。本申請については、財産の処分を検討していた譲渡人と経営規模拡大を考えていた譲受人との間で話がまとまったため、申請となりました。

譲受人は里浦町で甘藷を栽培している認定農業者です。

申請地は現在、甘藷が栽培されており、取得後も甘藷を栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えております。

以上です。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号4番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

小林委員

9番。本申請については、財産の処分を検討していた譲渡人と自宅近くで、自家消費用の野菜を栽培する土地を探していた譲受人との間で話がまとまったため、この申請となりました。

譲受人は大麻町でレンコンを栽培している認定農業者です。

申請地は現在、休耕地となっており、取得後は防草シートを除去し、季節野菜を栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号4番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 ＜異議なし＞

大西会長 無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号5番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

5番が担当しておりますので、説明させていただきます。
譲受人は対象農地の隣に住んでおり、隣接する農地について売買の話となり、本申請に至りました。
新規就農にあたりますので、譲受人との面談を行い、今後の耕作について必要なことを確認いたしました。
取得後は自家消費用に季節野菜を栽培する予定です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できておりますので、この申請について、許可しても問題無いと考えますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ただいま、意見を申し上げました、申請番号5番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 ＜異議なし＞

無いようでございますので、申請番号5番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号6番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

高田委員 12番。本申請については、経営規模拡大を考えていた今回の譲受人と話がまとまったため、申請となりました。
譲受人は里浦町で甘藷と大根を栽培している認定農業法人です。
申請地は現在、甘藷と大根が栽培されており、取得後も甘藷と大根を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号6番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 ＜異議なし＞

大西会長 無いようでございますので、申請番号6番については原案どおり許可といたします。
以上で、『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。事務局より、申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 < 2. 農地法第5条の規定による許可申請について 1 件 >
 ・ 申請番号 1 について申請内容説明

大西会長 次に、申請番号 1 番について、この案件を担当していただいた委員さんから
 のご意見をお願いいたします。

藤江委員 19 番。借人は、借家に住んでいますが、家族や将来のことを考え新居を構
 えたいと考えていました。実家の隣接地である申請地であれば、実母の手伝い
 もでき、経済的にも助かると考えたため、今回の申請となりました。
 事業計画では、土地造成について良質の山土で盛土ののち転圧をします。取
 水について、既存の水道管に接続し取水します。排水については、合併処理浄
 化槽を経由したのちに東側排水溝へ排水することとしており、地元水利組合の
 同意を得ています。
 周辺農地への防除措置として周囲にコンクリート壁を新設し、隣地に影響を
 与えないようにするとのことであるため、許可することに問題ないと考えます。
 ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
 次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 はい。申請地は、吉野川工業用水道取水ポンプ場から南東へ約 200 m に位
 置しており、市街化調整区域内の第 2 種農地に該当します。
 今回の申請に先立って、農業外利用のため地域計画からの除外の申請がなさ
 れており、その手続きが完了しています。
 また今回の申請については、都市計画法の開発許可が必要ですが、今回の農地
 法許可申請と平行して適切に開発許可申請手続きが進められております。
 周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認
 められます。
 ご審議の程、よろしくをお願いします。

大西会長 それでは、お諮りいたします。
 申請番号 1 番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

大西会長 無いようでございますので、申請番号 1 番については原案どおり許可といた
 します。
 以上で『議案第 2 号』については全てご審議いただきました。

 次に、『議案第 3 号』農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用
 地利用集積等促進計画についての審議に入ります。この案件について、事務局
 より説明をお願いいたします。

事務局係長 < 3. 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等
 促進計画について（所有権移転） 1 件 >

大西会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等があればお願いいたします。

 質問・ご意見は無いようでございますので、採決いたします。
 『議案第 3 号』については、ただいまの説明のとおり意見なしと回答するこ
 とでご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

ばいけません。ちょっと問題を指摘されたら法務局へ直接行って、農業委員会を飛ばしているわけです。

それならばこの暑い中集まって審議する必要はないですよ。鳴門市の農業委員会が疎かにされていると思います。そんなことにみんなが納得するのですか。

前回私は休んでいて説明は受けましたが、これは納得できません。

相手の方も購入したのであれば、農業委員会に「実はこういう経緯で、審議にかけて許可をくれませんか」と言うのであればよいですが、転用できないという見込みが出たら、大きい会社ですから弁護士も司法書士もついているのでしょう、それで鳴門市農業委員会を通さずに地目変更を行っています。そうであるならば農業委員会は意味がないではありませんか。局長はどう思いますか。

事務局長

竹村委員がおっしゃる通り、地目照会というのは農業委員会の審議無しで地目が変わってしまうものです。

私たちの立場から言うと、これに関しては違反転用の状況にあるので、転用許可を後からでもいいのでしっかりと出すように指導を行うこととなります。

その意味も含めて、『可能性はある』、つまり原状回復命令を出せる状況にはあるという形で法務局には回答しております。

これで法務局の方がこの現状を見て、今回は法務局の方では変えずに農業委員会に戻してくださいとしていただくのが一番よいと思っております。

難しいところが、では原状回復命令を本当に出すのかということ、なかなかこの状況では出しにくい部分はあると思っています。違反転用をされている所を全部原状回復命令が出せるかということ、現状難しい所はあると思います。

ただ、優良農地がそういう事になった場合は、原状に戻すように強く指導しなければならないと思いますけれども、こうしたところというのは、違反転用なのでしっかりと後で顛末書をつけて許可申請を出しなさいというのが我々の立場で、そういう説明をしているという状況です。

こういったことがないように未然からやっていきたいとは思っています。

建築確認が必要な場合は地目が農地である場合は建築確認を受け付けてくれないので、必ず農業委員会で転用許可が通らなければいけないのですが、駐車場とか資材置場というのは技術を持っている人が許可なしでできてしまう部分があるので、そういったところをしっかりとみていきたいと私は思っておりますので、また協力をいただければと思います。

竹村委員

もう家が建っているのですよ。右側のプレハブはブロックを敷いているので許可がなくても建つのですよね。あれだけ大きくても。

この件はもうセメントを入れて家が建っているのです。購入した方もわかっていて買っているのですから、謝りに来なければいけないですよ。「お願いします、どうかしてください」と。

農業委員会が面倒だったら行程を飛ばして、司法書士と弁護士の知恵で、農業委員会がわからないように勝手にいくらでもしています。

この前の●●の件も同じです。●●の件でも、問題があって勝手に転用して、結局地元の人間が「もう私が買ってあげます」と言って購入しています。しかしそれでは、相手は購入した金額では絶対くれませんから。

今回の件も一緒ですよ。悪徳な人たちからすれば、裏道はいくらでも知っています。委員会どころの話ではありませんよ。それで生活しているのですから。

もっとしっかりしなければ、委員会の意味がないという事を言いたいわけです。

重大な話です。一か所でも通されてしまえば、その周辺で知っている範囲であつたら全部そうなってしまいますよ。転用が難しいものは全部弁護士をつけて、司法書士を付けたら通るという事です。

事務局にしっかりと対応してほしいと思います。

ありがとうございます。地目照会について、難しいケースも出てくるとい

事務局長 ますけれども、農業委員会としてはしっかり申請を出して許可を取るということ
を言えるようにしていきたいと思います。

会長 他にご質問はございませんか。

 無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり
承認することといたします。

 以上で、本日の議案は全てご審議いただきました。

 その他、何かございませんか。
事務局はありませんか。

事務局 ありません。

会長 無いようでございますので、これをもちまして令和8年6月の総会を終了い
たします。ありがとうございました。

閉会 午後2時45分
令和8年6月29日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 石園 順市

議事録署名者 井上 富夫